

訂正前

令和6年6月19日

青森市環境部環境政策課長

日本郵便株式会社との指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）協定の締結式

国が熱中症対策を強化するため、気候変動適応法（令和6年4月1日全面施行）を改正し、熱中症特別警戒アラートが発表された際に開放する施設を指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」といいます。）として市町村長が指定できるとされたことに伴い、現在、本市においては、市有施設24か所について指定しているところですが、この度、簡易郵便局を除く青森市内全ての郵便局45局を対象施設として、本市と日本郵便株式会社様が気候変動適応法に基づくクーリングシェルターに係る協定を締結することにより、新たに当該郵便局45局を指定することになりましたので、取材・報道をお願いします。

なお、本市の熱中症対策として、熱中症特別警戒アラートが発表されずとも、常時開放することとしている「涼み処」についても、毎年7月1日から9月30日までの間、郵便局45局について、ご協力いただくことになりましたので、併せて取材・報道をお願いします。

締結式

令和6年6月25日（火）
午後零時45分～1時00分

場所

青森市役所本庁舎 2階 庁議室

出席者

日本郵便株式会社

青森県中部地区連絡会

地区総括局長 青森千富郵便局長

青森中央郵便局長

青森西郵便局長

青森県中部地区連絡会

地区副統括局長 津軽新城郵便局長



三橋 功（みつはしいさお）

高橋 芳雄（たかはしよしお）

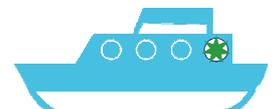
小野寺 政勝（おのでらまさかつ）

白鳥 貴久（しらとりたかひさ）

その他

本市のクーリングシェルター数

本協定締結前 24施設 → 本協定締結後 69施設



訂正後

令和6年6月19日
青森市環境部環境政策課長

市内郵便局45局への涼み処の開設

本市の熱中症対策として、熱中症特別警戒アラートが発表されずとも、常時開放することとしている「涼み処（すずみどころ）」について、令和3年12月21日に締結した「青森市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」に基づき、毎年7月1日から9月30日までの間、簡易郵便局を除く郵便局45局を対象施設として、涼み処の開設にご協力いただくことになりましたので、取材・報道をお願いします。

日時

令和6年6月25日（火）
午後零時45分～1時00分

場所

青森市役所本庁舎 2階 庁議室

出席者

日本郵便局株式会社

青森県中部地区連絡会

地区総括局長 青森千富郵便局長 三橋 功（みつはしいさお）

青森中央郵便局長 高橋 芳雄（たかはしよしお）

青森西郵便局長 小野寺 政勝（おのでらまさかつ）

青森県中部地区連絡会

地区副統括局長 津軽新城郵便局長 白鳥 貴久（しらとりたかひさ）



その他

本市の涼み処数

郵便局協力前 24施設 → 郵便局協力後 69施設

